電力の小売自由化が始まります！
ー般家庭でどう変わるのでしょうか？

最近、CM や報道等で耳にする「電力小売りの全面自由化」について、今年４月１日から一般家庭を含む全ての方が、電力会社や料金メニューを自由に選択し、契約することができるようになります。従来は中部電力が電気供給していた市場が、全面開放となります。さて、消費者は何に注目して契約するとよいのでしょうか？

小売自由化について

電気の購入先を自由に選ぶことができますが、どこから買っても家庭に届く電気の「質」は同じです。また、業者を選定しなければ、これまでと同じ中部電力の契約が継続されます。小売事業者は、国に登録した事業者から選びますが、従来の電力会社、新規電力会社、ガス関係会社、石油関係会社、通信・放送・鉄道関係の会社、住宅会社など多くのジャンルにわたり、１００社を超えます。正規の登録事業者は経済産業省の HP で確認できます。

事業者を切り替えたいときは、新しく契約する事業者に申し出て契約をすると、現在契約中の会社への解約手続きは必要なく、切り替わります。切り替える時に必要な情報として、①現在契約を結んでいる電力会社名、②お客さま番号、③供給地点特定番号、④切替希望日が必要です。②と③については、電気ご使用量のお知らせに記載されています。

事業者の選択と契約について

新しい事業者に切り替える場合、現在の契約している電力会社のプランや電気料金を確認し、ご自身の生活スタイルに合ったメニューを選んだり、各事業者のサービス内容を理解したうえで契約するようにしましょう。電気事業者は消費者に対し説明する義務がありますし、書面も交付されます。契約の内容には、料金メニューだけでなく、工事費用負担、契約期間、解約時の制約事項などが含まれます。それぞれの条件をよく確認し、納得して契約していただくことが大切です。

消費者へのアドバイス

- 「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気を付け、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、契約期間はどれくらいか、解約時に違約金が発生するか、などよく確認しましょう。
- 登録されていない事業者から勧誘された場合、登録事業者の代理店や取次ぎ業者の可能性もありますので、事業者をよく確かめましょう。
- 電力の小売り全面自由化を口実にして、太陽光発電システムや蓄電池等の勧誘が行われています。電力会社との契約に直接関係のない契約については、本当に必要な契約なのか、よく考えましょう。

- 経済産業省 電力小売り自由化に関する専用ダイヤル　0570-028-555
- 岐阜県県民生活相談センター　058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課)　IP：050-5808-9600，0584-69-3111
- 消費者ホットライン　☎188（いやや）